

美山漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・ 遊漁料免除内容の変更

2 新旧対照表

変更前		変更後	
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 略 2 略 3 略 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。		(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 略 2 略 3 略 4 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。	
ア 遊漁する者の区別	イ 遊 漁 料	ア 遊漁する者の区別	イ 遊 漁 料
<u>中学生以下の児童及び幼児</u>	無 料	<u>20歳未満の者</u>	無 料
身体障害者で6級以上の認定を証明できる者	第1項の各料金の2分の1	身体障害者で6級以上の認定を証明できる者 <u>及び女性</u>	第1項の各料金の2分の1